

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(参事等) 第28条の2 高等学校には、 <u>参事、事務専門幹、技術専門幹</u> 、副参事、係長、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 <u>参事、事務専門幹、技術専門幹</u> 、副参事、主査、専門員及び主任は、事務職員又は技術職員をもつてこれにあてる。 3 <u>参事、事務専門幹、技術専門幹</u> 、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて事務を処理する。	(参事等) 第28条の2 高等学校には、参事、副参事、係長、主査、専門員及び主任を置くことができる。 2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、事務職員又は技術職員をもつてこれにあてる。 3 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県立学校管理運営に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。